

第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会資料

資料	十勝中央合併協議会小委員会規程	1ページ
資料	小委員会の設置について	2ページ
資料	幕別町・更別村・忠類村 任意合併協議会における調整方針	3ページ
資料	3町村の沿革	4ページ
資料	名称に関する行政実例等	5ページ
資料	名称公募に関する先進事例	7ページ
資料	名称の決定事例	11ページ
資料	議会議員の定数任期等の選択肢	13ページ
資料	議会議員の定数任期等の選択肢フロー図	14ページ
資料	議会議員の定数任期等の決定事例	15ページ
資料	議会議員の定数任期等参考法令	20ページ

資料 十勝中央合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長2名は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集する。

2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は公開とする。

(十勝中央合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 十勝中央合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程第2条及び第3条の規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

資料 小委員会の設置について

十勝中央合併協議会規約第11条第1項及び十勝中央合併協議会小委員会規程第2条の規定に基づき、次表のとおり小委員会を設置し、小委員会において調査、審議等を行うべき事項を付託する。

小委員会名	付託事項		構成委員名	
新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会	合併協定項目	3 新町の名称 8 議会議員の定数及び任期の取扱い	幕別町	本保 征喜 (3号委員)
		瀬瀬 太郎 (3号委員)		
		若原 輝男 (4号委員)		
	付託内容	<p>【新町の名称】</p> <p>新町の名称の公募に関すること</p> <p>応募の中から候補の絞り込みに関すること</p> <p>その他新町の名称に関すること</p> <p>【議会議員の定数任期】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会議員の定数及び任期の特例並びに公職選挙法に規定する選挙区の取扱いに関すること</p> <p>その他合併に伴う議会議員の定数及び任期に関すること</p>	更別村	渡辺 春雄 (3号委員)
				赤津 寛一郎(3号委員)
				鈴木 英治 (4号委員)
		忠類村	杉坂 達男 (3号委員)	
南山 弘美 (3号委員)				
村上 富二 (4号委員)				

資料 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における調整方針

第2回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会において決定された調整方針のうち、新町の名称、議会議員の定数任期に関わるものについては次のとおり。

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
3	新町の名称	新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、新町の名称を決める必要があります。	法定合併協議会移行後、一般公募により意見を募り、新町にふさわしい名称を決定します。	
9	議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い	新設合併の場合、合併前の議員は身分を失うのが原則です。しかし、合併前の住民意見を合併後の行政に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められています。	<p>定数、任期については、合併特例法による特例を含め次の三通りの選択肢があります。</p> <p>「特例」を適用しないで、新町設置時に法定数内で設置選挙を行う。</p> <p>新町設置時に、「定数特例（法第91条の規定による定数の2倍以内）」により52名以内の定数で設置選挙を実施、4年後に法定数の26名以内による一般選挙を行う。</p> <p>新町設置時に、「在任特例（選挙なし）」による合併前の町村議員全員が合併後2年以内に法定数による一般選挙を行う。</p> <p>また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基本に調整するものとし、それぞれ法定合併協議会において検討を進めます。</p>	

資料 3 町村の沿革

幕別町

明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその所管となる。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人入地の始まり。その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六カ村戸長役場が猿別に設けられた。この年が幕別町の開基1年目。同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動した。昭和21年町制が施行され、翌年池田より新川地区を編入、勢雄、弘和の一部を更別村に分村し、現在の行政面積になった。

町名は、アイヌ語の「マクウンペツ」が転訛したもので、山際を流れる川又は後川の意。

更別村

明治38年、猿別川流域に山田嘉一郎が入植したのが開拓の始まり。その後、大正6年に島根団体の入植を始めとして愛媛、山形、青森の各団体の入植があって開拓が進んだ。昭和5年には国鉄広尾線が開通し、人口も急激に増加、現在の本村の基礎が定まった。開拓当時は幕別村に属していたが、更別原野の開発が進んで、交通、経済、行政などの利便を図るため、大正15年4月に河西郡大正村（現帯広市大正町）に行政区画が変更され編入された。その後人口も増加し、行政における不利不便もあって、昭和22年9月大正村より分離、村政を施行した。さらに同23年に幕別村より勢雄、弘和（現協和）地区が編入合併され、現在に至る。

村名は、アイヌ語の「サラ・ペツ」に漢字を充てたもので、葦、茅の茂るところの意。

忠類村

明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身入地、開拓が始まる。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれた。同39年4月に2級町村制施行で当縁村の廃止、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称、現在の広尾町に村役場を設置。大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月20日に大樹村から分村し、現在の忠類村となった。

村名は、アイヌ語の「チュウルイベツ」から付けられたもので、波の立つ沼川又は急流の意。

【地方公共団体総覧、町村史】

資料 名称に関する行政実例等

1 新町名称に関する留意事項

- (1) 地名の書き表し方は、差し支えない限り当用漢字字体表を用いる。当用漢字字体表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。

(昭和33年4月21日 行政実例)

- (2) 知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるときまたは当該条例の議決が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。

(昭和33年5月7日 行政実例)

- (3) 市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。

(昭和45年3月12日自治振第32号 自治事務次官通知)

- (4) 地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれがあるもの等は、不適當と思われます。

- (5) 市町村の名称として、大多数は、漢字を使用しています。ひらがな、カタカナの市町村もありますが、記号やローマ字を使用している市町村はありません。

- (6) 「 」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できませんので、不適當と思われます。ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い、日本の文字ではないということに注意する必要があります。

2 新町名称の取扱いに関する自治省(現総務省)照会事項

平成13年に合併した西東京市が合併協議時に自治省(現総務省)に照会した事項

質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

- (1) 同じ表記で読み方は異なる場合

【例】宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし)
静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし)

回答 × …… 表記が同じ場合は不可。

- (2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市
埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市

回答

- (3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし)
奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし)
回答 …… 全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)表記した場合

【例】LOVE ラブ
AND アンド

回答 …… 理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

(1) 「ヶ」の使用

回答 …… 例：青ヶ島村(東京都)など

(2) 「0123456789(数字)」の使用

回答 × …… 日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

(3) 「々」の使用

回答 …… 例：小佐々町(長崎県)など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市(えいえんし) (とわし)
宇宙市(うちゅうし) (そらし)

回答 …… 新市名を告示する場合、読み仮名を振ればよい。

質問5 その他の市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前
長すぎる名前
現在使用していない漢字を使用した名前

3 新町の名称に関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の名称)

第3条 地方公共団体の名称は、従来のものであるものによる。

2 (略)

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

資料 名称公募に関する先進事例

区分	田無市・保谷市合併協議会 (東京都)	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 (香川県)	南部町・富沢町合併協議会 (山梨県)
新名称	にしとうきょうし 西東京市	さぬき市	なんぶちよう 南部町
公募範囲	全国	合併関係町住民	合併関係町住民(18歳以上)
応募方法	はがき、FAX、Eメール、専用応募用紙	郡内住民及び小・中学生対象にアンケート調査 (参考)	世帯主に人数分の応募用紙を送付
周知方法	協議会だより、広報紙(多摩25市・東京都)、 両市の児童生徒に応募用紙を配付	-	-
公募期間	2カ月	-	2週間
記載内容	名称、理由、住所、氏名、年齢、電話番号	住民アンケート調査の中で新市の名称のみ	名称、ふりがな、理由
応募制限	・同一人の名称の応募は、1点限り有効とする。 ・1人何点でも応募可	5町の名称は使用しない	名称の理由が明確なもの
選定方法	小委員会で7グループ10候補選定し、合併協議会3~5に絞り込み市民意向調査結果の後決定	各町それぞれ10候補ずつ、計50候補を提出し合併協議会で協議の上決定。	応募数にとらわれず各町5候補ずつ、計10候補を提出し協議会で決定
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字、ひらがな、カタカナで表記された読み書きが容易な名前 ・地域が地理的にイメージできる名前 ・地域の特徴を表す名前 ・地域の歴史文化にちなんだ名前 ・市民等の理想・願いにちなんだ名前 ・合併を記念した名前 ・その他新市としてふさわしい名前 		
懸賞	名付け親賞 1名 10万円相当旅行券 残念賞 30名 5千円分図書券 アイデア賞 10名 5千円分図書券	-	-
特記事項		5町の合併に関する住民アンケートの中で名称候補として記入されたもの及び小中学生に行ったアンケートを参考に合併協議会で決定された。	両町とも南部町という名前が一番多かった。

区分	万場町・中里村合併協議会 (群馬県)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲 西町合併協議会 (山梨県)	高富町・伊自良村・美山町合併協議会 (岐阜県)
新名称	かなまち 神流町	みなみ 南アルプス市	やまがたし 山県市
公募範囲	合併関係町村住民	原則として6町村の住民	山県郡に愛着、関心のある方
応募方法	世帯に1枚(5つまで記入可)配布	応募はがき、官製はがき、Eメール、FAX	専用応募用紙、はがき、封書、FAX、ホーム ページ
周知方法	チラシ		協議会だより、チラシ、ホームページ、タウン 情報誌等
公募期間	2週間	1カ月	2カ月程度
記載内容	名称、住所、氏名	名称、理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、理由、住所、氏名、年齢、電話 番号
応募制限	既存の町村名は使用しない		
選定方法	上位5番目までの名称について、再度、漢字 とひらがなで住民にアンケートを行い、最もポ イントの高かったものに決定する。	小委員会にて3候補に絞り込み、協議会で委 員の投票により決定	小委員会で10候補を選考し、最終的に合併協 議会で決定
選定基準		<ul style="list-style-type: none"> ・漢字、ひらがな及びカタカナにより表記され た読み書きが平易な名称 ・地域の地理的にイメージできる名称 ・地域の特徴を表す名称 ・地域の歴史文化にちなんだ名前 ・住民の地域イメージにふさわしい名称 ・合併を記念した名称 ・その他、新市名にふさわしい名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字、ひらがな、カタカナにより表記され た読み書きが容易な名称 ・既存の市町村名でない名称 ・名称の理由が明確なもの 山県郡が地理的にイメージできる名称、山 県郡の歴史文化にちなんだ名称、住民等の理 想や願いにちなんだ名称 等
懸賞	名付け親賞 1名 3万円分図書券 アイデア賞 若干名 1万円分図書券 ユーモア賞 1万円分図書券	優秀賞 1名 20万円分旅行券 佳作 10名 1万円分商品券 協議会特別賞 30名 5千円分図書券	名付け親大賞 1名 10万円分商品券 名付け親賞 10名以内 1万円分商品券 特別賞 20名 5千円相当地元特産品
特記事項			小中学生に専用応募用紙を配布し、一般公募 と同様に扱った。

区分	静岡市・清水市合併協議会 (静岡県)	大崎上島三町合併協議会 (広島県)	引田町・白鳥町・大内町合併協議会 (香川県)
新名称	しずおかし 静岡市	おおさきうえじまちょう 大崎上島町	ひがし 東かがわ市
公募範囲	全国	現在住所を有するか、有していた者 現在勤務地を有するか、有していた者 現在通学しているか、したことがある者 ゆかりのある者	全国
応募方法	はがき、FAX、インターネット	応募はがき、官製はがき、封書、FAX、Eメール	はがき、封書、FAX、Eメール、専用応募用紙
周知方法	ポスター、チラシ、ホームページ、広報紙	応募用紙の全戸配布、協議会だより、報道各社への広報依頼	協議会だより、応募用紙を兼ねたチラシ、ポスター、ホームページ
公募期間	2カ月半	1カ月半	3カ月
記載内容	名称、理由、住所、氏名	名称、理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、3町との関わり	新市の名称、名称の理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号
応募制限	日本語である事、知的所有権等に抵触しない事	合併関係町の名称及び現在、全国に存在する市町村名は無効 同一人の同一名称の応募は、1点限り	・同一人の同一名称の応募は、1点限り有効とする。 ・既存の市町村の名称は使用しない。
選定方法	小委員会で5点に絞り込み、協議会委員で1回目の投票をし3点に絞り、2回目の投票で決定	小委員会で5点に絞り込み、協議会で決定	小委員会で10候補を選定し、合併協議会で決定。
選定基準			<ul style="list-style-type: none"> ・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 ・引田、白鳥、大内の文字を使用しない名前 ・地域が地理的にイメージできる名前 ・地域の特徴を表す名前 ・地域の歴史文化にちなんだ名前 ・合併を記念した名前 ・その他新市としてふさわしい名前
懸賞	名付け親賞 1名 10万円相当の記念品 (懸賞総額90万円)	名付け親賞 1名 5万円分おと姫カード 優秀賞 5名以内 1万円分おと姫カード 佳作 20名以内 5千円分おと姫カード	名付け親賞 1名 10万円分全国共通商品券 アイデア賞 10名 1万円分図書券 ユーモア賞 20名 5千円分図書券
特記事項	全小中学生へもチラシを配布		

区分	中球磨5か町村合併協議会 (熊本県)	佐渡市町村合併協議会 (新潟県)	矢本町・鳴瀬町合併協議会 (宮城県)
新名称	あさぎり町 ^{ちょう}	佐渡市 ^{さどし}	東松島市 ^{ひがしまつしまし}
公募範囲	全国	全国	全国
応募方法	はがき、FAX、Eメール、専用応募用紙、ホームページ	はがき、封書、FAX、Eメール	専用応募はがき、チラシ兼応募はがき、官製はがき、封書、Eメール、FAX
周知方法	協議会だより、応募用紙を兼ねたチラシ(全戸)、ホームページ		ポスター、チラシ、テレビ
公募期間	2カ月	3カ月	1カ月
記載内容	新町の名称、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	名称、理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号	名称、理由、住所、氏名、年齢、電話番号
応募制限	・応募は、1件について1点のみとする。 ・1人何点でも応募可	1人1名称、1点限り	1回の応募につき1点 同一名称の応募は1人1点
選定方法	小委員会で4候補を選定し合併協議会で決定	応募作品を参考に協議会委員が2作品ずつ選定(計40候補)した上で、協議会で協議・投票により決定	小委員会において10候補以内に選定し、協議会で決定
選定基準	・漢字、ひらがな、カタカナで表記された読み書きが容易な名前 ・地域が地理的にイメージできる名前 ・地域の特徴を表す名前 ・地域の歴史文化にちなんだ名前 ・合併を記念した名前	・既存の市町村名に無い名前 ・合併関係町村名の文字を使用していない名前 ・佐渡地域の地理的にイメージできる名前 ・佐渡地域の特徴を表す名前 ・佐渡地域の歴史・文化にちなんだ名前 ・合併を記念した名前 ・その他新市としてふさわしい名前	新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易で、既存の市名にない作品の中で、からの条件の1つ以上に該当する名前とする。 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 地域を対外的にアピールできる名前 地域の知名度が向上できる名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前
懸賞	名付け親賞 1名 現金10万円もしくは、10万円相当旅行券 特別賞 10名 現金1万円 アイデア賞 原則50名 図書券	名付け親大賞 1名 10万円相当 名付け親賞 10名以内 1万円相当	名付け親大賞 1名 10万円の商品券と特産品、賞状 名付け親賞 10名 1万円の商品券と特産品、賞状 優秀賞 若干名 1万円の商品券
特記事項			全応募者の中から100名に千円分商品券

資料 名称の決定事例

(人、km²)

合併年月日	新町名	町村名	人口	面積	公募範囲	応募数等
未定	北海道 町	幕別町	24,276	340.46		
		更別村	3,291	176.45		
		忠類村	1,804	137.54		
		合計	29,371	654.45		

新町の名称が決定している3町村の枠組みによる法定協議会

(人、km²)

合併年月日	新町名	旧町村名	人口	面積	公募範囲	応募数等
H15.4.1	宮城県 かみちよう 加美町	中新田町	13,929	61.44		応募数 有効数 種類 候補数
		小野田町	8,092	221.61		
		宮崎町	6,309	177.77		
		合計	28,330	460.82		
H15.11.15	山梨県 ふじかわくちこちよう 富士河口湖町	河口湖町	18,506	60.89	全国	応募数 7,618 有効数 7,487 種類 候補数 11
		勝山村	2,502	4.26		
		足和田村	1,587	28.15		
		合計	22,595	93.30		
H16.9.13 予定	山梨県 みのぶちよう 身延町	下部町	5,530	130.34	全国	応募数 19,179 有効数 19,131 種類 304 候補数 3
		中富町	4,477	43.37		
		身延町	8,014	131.12		
		合計	18,021	304.83		
H16.10.1 予定	鳥取県 ゆりはまちよう 湯梨浜町	羽合町	7,767	12.22	3町村	応募数 1,653 有効数 種類 1,039 候補数 10
		泊村	3,056	14.56		
		東郷町	6,558	47.07		
		合計	17,381	73.85		
"	島根県 おおなんちよう 邑南町	羽須美村	2,078	74.03	全国	応募数 2,527 有効数 種類 1,239 候補数 10
		瑞穂町	5,304	207.83		
		石見町	6,484	137.36		
		合計	13,866	419.22		
"	広島県 あきおたちよう 安芸太田町	加計町	4,618	96.09	全国	応募数 1,388 有効数 1,157 種類 573 候補数 5
		筒賀村	1,291	54.07		
		戸河内町	3,272	192.09		
		合計	9,181	342.25		
"	広島県 せらちよう 世羅町	甲山町	6,875	99.79	郡内 出身者	応募数 904 有効数 718 種類 364 候補数 5
		世羅町	8,768	109.36		
		世羅西町	4,047	69.14		
		合計	19,690	278.29		
"	高知県 いのちよう いの町	本川村	759	208.70	3町村	応募数 263 有効数 263 種類 86 候補数 4
		伊野町	24,612	100.58		
		吾北村	3,358	161.43		
		合計	28,729	470.71		
H16.11.1 予定	秋田県 みさとちよう 美郷町	六郷町	7,286	39.06	全国	応募数 2,828 有効数 2,714 種類 1,117 候補数 5
		千畑町	8,540	87.58		
		仙南村	8,381	41.16		
		合計	24,207	167.80		
H17.1.1 予定	福井県 みなみえちぜんちよう 南越前町	南条町	5,832	53.06	全国	応募数 2,777 有効数 2,676 種類 1,666 候補数 5
		今庄町	5,134	241.30		
		河野村	2,255	49.48		
		合計	13,221	343.84		
"	愛媛県 うちこちよう 内子町	小田町	15,244	139.84		応募数 有効数 種類 候補数
		内子町	3,672	121.17		
		五十崎町	1,866	38.49		
		合計	20,782	299.50		
"	佐賀県 しろいしちよう 白石町	白石町	13,757	46.15	3町	応募数 800 有効数 787 種類 376 候補数 5
		福富町	5,563	20.55		
		有明町	9,073	32.76		
		合計	28,393	99.46		
H17.1.11 予定	鹿児島県 さつまちよう さつま町	宮之城町	17,770	145.95	全国	応募数 3,586 有効数 3,510 種類 1,244 候補数 19
		鶴田町	4,968	77.99		
		薩摩町	4,593	79.49		
		合計	27,331	303.43		

(人、km²)

合併年月日	新町名	旧町村名	人口	面積	公募範囲	応募数等	
H17.2.1 予定	茨城県 しるさとまち 城里町	常北町	13,459	52.36	3町村	応募数	1,758
		桂村	7,050	46.33		有効数	1,631
		七会村	2,498	63.04		種 類	
		合 計	23,007	161.73		候補数	5
H17.3.1 予定	石川県 なかのとまち 中能登町	鳥屋町	5,587	27.00	全国	応募数	1,457
		鹿島町	8,554	47.58		有効数	
		鹿西町	5,008	14.78		種 類	681
		合 計	19,149	89.36		候補数	5
"	石川県 のとちよう 能登町	能都町	11,433	115.46	全国	応募数	2,154
		柳田村	4,510	104.14		有効数	
		内浦町	7,730	53.85		種 類	872
		合 計	23,673	273.45		候補数	5
"	鳥取県 だいせんちよう 大山町	大山町	6,730	84.45	3町及び 勤務者	応募数	967
		名和町	7,598	45.02		有効数	
		中山町	5,233	60.32		種 類	360
		合 計	19,561	189.79		候補数	12
"	徳島県 みうみちよう 美海町	由岐町	3,515	23.16	全国	応募数	1,583
		日和佐町	5,792	117.69		有効数	1,558
		牟岐町	5,755	56.57		種 類	819
		合 計	15,062	197.42		候補数	11
"	徳島県 かいようちよう 海陽町	海南町	5,949	209.22	全国	応募数	1,504
		海部町	2,602	26.36		有効数	1,262
		穴喰町	3,553	92.00		種 類	656
		合 計	12,104	327.58		候補数	5
"	徳島県 つるぎちよう つるぎ町	半田町	5,590	51.52	3町村	応募数	1,560
		貞光町	5,963	45.40		有効数	
		一宇村	1,547	97.88		種 類	593
		合 計	13,100	194.80		候補数	4
H17.3.22 予定	和歌山県 ひだかがわちよう 日高川町	川辺町	7,016	75.97	3町村	応募数	2,158
		中津村	2,538	87.02		有効数	2,148
		美山村	2,053	168.62		種 類	944
		合 計	11,607	331.61		候補数	10

資料 議会議員の定数任期等の選択肢

【現状】

	幕別町	更別村	忠類村	合計
条例定数	22	12	10	44
法定定数	26	14	12	52
任 期	H15. 5 . 1 ~ H19. 4 . 30	H15. 5 . 1 ~ H19. 4 . 30	H13. 9 . 10 ~ H17. 9 . 9	

【法定定数】

人口 2 千未満の町村 ~ 12人

人口 2 千以上 5 千未満の町村 ~ 14人

人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 ~ 26人

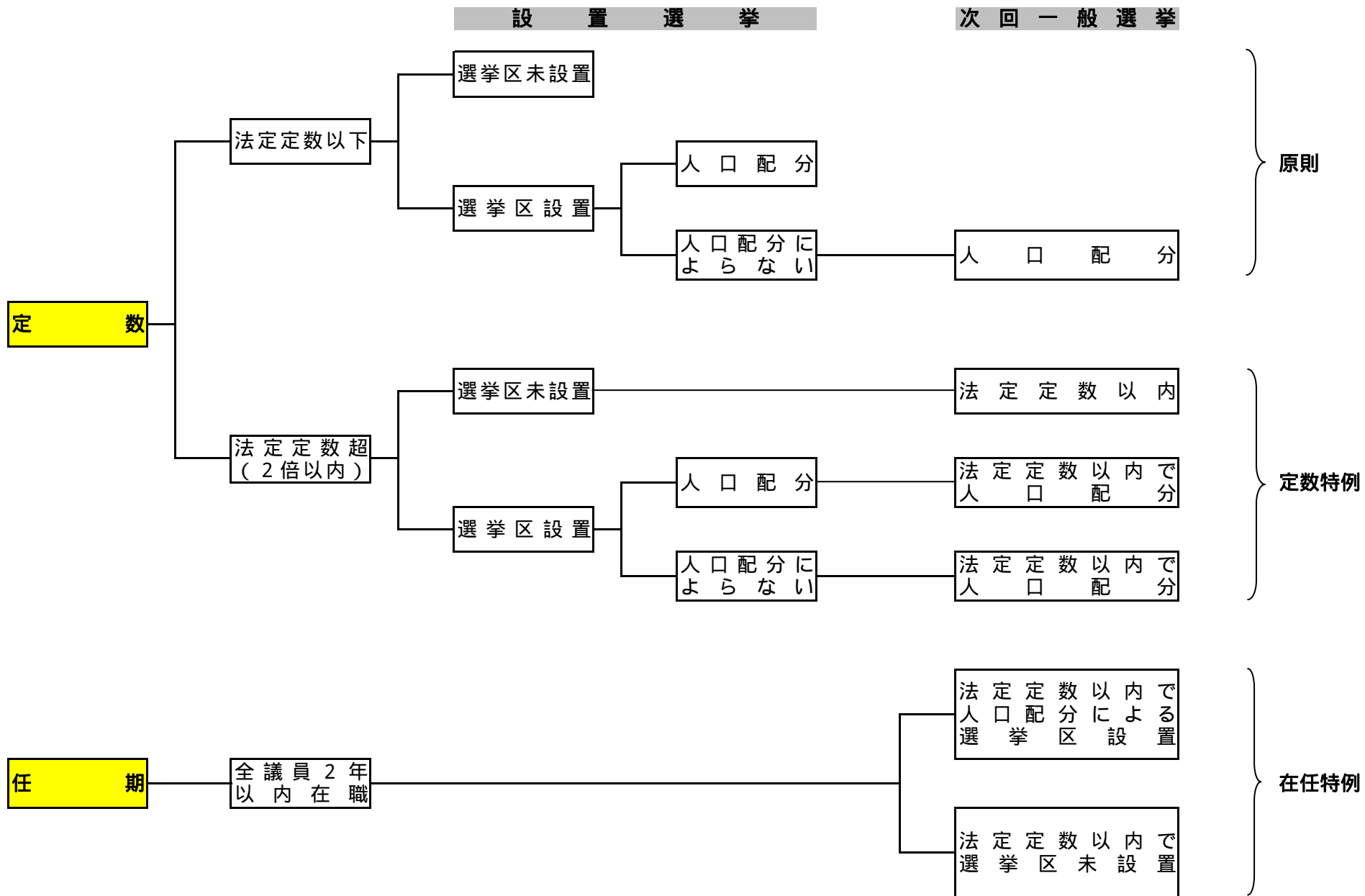
(地自法91)

【新設合併後の選択肢】

	設置選挙（公選法117）又は在任特例	次回の一般選挙	備考
原 則	法定定数（26人）以内で、選挙区を設けずに選挙	法定定数以内で選挙区を設置できる（公選法15）が、選挙区ごとの定数は、人口配分によらなければならない。（公選法15）	
	法定定数以内で、旧町村ごとに人口配分による選挙区定数を定めて選挙	人口配分によっていれば、選挙区ごとの定数を改正する必要はない。	
	法定定数以内で、旧町村ごとに人口配分によらず選挙区定数を定めて選挙（公選令9）	人口配分に従い選挙区ごとの定数を定めなければならない。（S33.12.25行実）	
定 数	法定定数の2倍以内の定数を定めて選挙（特例法6）	法定定数以内で選挙区を設置できるが、選挙区ごとの定数は、人口配分によらなければならない。	
	法定定数の2倍以内の数をもって人口配分により旧町村ごとに選挙区定数を定めて選挙（公選法15）	同上	
	法定定数の2倍以内の数をもって人口配分によらず旧町村ごとに選挙区定数を定めて選挙（公選令9）	同上	
在 任	2年以内の期間について全議員が在任（特例法7）	同上	

資料 議会議員の定数任期等の選択肢フロー図

14



資料 議会議員の定数任期等の決定事例（その1）

新設合併を選択した、合併後の人口が2万人以上5万未満の自治体

市町村名等	人口 (人)	面積 (km ²)	法定 定数	条例 定数	合併期日	原則・特例の別 内容
加美町 (宮城県)	28,330	460.82	26	20	H15.4.1	在任特例
中新田町	13,929	61.44	22	17		2年間延長
小野田町	8,092	221.61	18	18		
宮崎町	6,309	177.77	18	14		
山県市 (岐阜県)	30,951	222.04	26	22	H15.4.1	在任特例
高富町	18,795	39.22	22	16		1年1カ月延長
伊自良村	3,287	24.82	14	12		
美山町	8,869	158.00	18	14		
東かがわ市 (香川県)	37,760	153.19	26	26	H15.4.1	在任特例
引田市	8,635	48.18	18	14		2年間延長
白鳥町	12,965	70.59	22	14		
大内町	16,160	34.42	22	16		
富士河口湖町 (山梨県)	22,595	93.30	26	26	H15.11.15	在任特例
河口湖町	18,506	60.89	22	20		2年間延長
勝山村	2,502	4.26	14	12		
足和田村	1,587	28.15	12	12		
いなべ市 (三重県)	45,630	219.58	26	20	H15.12.1	在任特例
北勢町	14,443	88.78	22	16		2年間延長
員弁町	8,687	23.83	18	14		
大安町	15,186	44.60	22	16		
藤原町	7,314	62.37	18	14		
飛騨市 (岐阜県)	30,421	792.31	26	26	H16.2.1	原則
古川町	16,209	97.44	22	16		町村単位に選挙 区を設ける。 各町村2名を平 等割、他を人口割
河合村	1,466	184.57	12	10		
宮川村	1,178	199.94	12	10		
神岡町	11,568	310.36	22	14		

市町村名等	人口 (人)	面積 (km ²)	法定 定数	条例 定数	合併期日	原則・特例の別 内 容
郡上市 (岐阜県)	36,653	833.36	26	26	H16.3.1	定数特例
八幡町	16,541	242.31	22	18		30人で選挙区を 設ける。
大和町	7,004	152.48	18	14		
高鷲村	3,484	103.71	14	16		
美並村	5,244	79.81	14	10		
明宝村	2,114	154.86	14	12		
和良村	2,266	100.19	14	10		
下呂市 (岐阜県)	40,102	851.06	26	26	H16.3.1	原則
萩原町	11,716	143.15	22	14		設置選挙は、旧町 村ごとに選挙区 を設ける。(人口 割)
小坂町	4,005	247.50	14	12		
下呂町	14,916	194.11	22	18		
金山町	7,868	167.84	18	14		
馬瀬村	1,597	98.46	12	10		
安芸高田市 (広島県)	34,439	537.74	26	22	H16.3.1	在任特例
吉田町	11,632	84.81	22	16		
八千代町	4,450	50.60	14	12		
美土里町	3,423	123.25	14	12		
高宮町	4,408	124.46	14	12		
甲田町	5,793	72.50	18	12		
向原町	4,733	82.12	14	12		
伊豆市 (静岡県)	33,103	314.56	26	22	H16.4.1 (予定)	在任特例
修善寺町	16,830	69.40	22	17		6カ月延長 最初の選挙に限 り26人
天城湯ヶ島町	7,960	135.14	18	14		
中伊豆町	8,313	110.02	18	14		
養父市 (兵庫県)	30,110	422.78	26	22	H16.4.1 (予定)	在任特例
八鹿町	12,011	77.06	22	16		6カ月延長
養父町	8,728	111.84	18	16		
大屋町	4,785	138.29	14	12		
関宮町	4,586	95.59	14	12		

資料 議会議員の定数任期等の決定事例（その２）

加美町 合併期日：平成15年4月1日

調整方針

地方自治法（平成15年1月1日改正施行）第91条第7項に基づき、3町の協議により定める新町の議会議員の定数は20人とする。

また、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、3町の議会議員が、平成17年3月31日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。

山県市 合併期日：平成15年4月1日

調整方針

- 1 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- 2 新市の議会の議員の定数は22人とする。
- 3 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

東かがわ市 合併期日：平成15年4月1日

調整方針

町議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

富士河口湖町 合併期日：平成15年11月15日

調整方針

- 1 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を摘要し、平成17年10月15日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。
- 2 町の議会の議員の定数については、26人とする。

いなべ市 合併期日：平成15年12月1日

調整方針

- 1 新市の議会の議員の定数は、24人とする。
- 2 4町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

飛騨市 合併期日：平成16年2月1日

調整方針

新市の議会議員の定数は、26名とする。

旧町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は、次のとおりとする。

旧古川町区域：11名、旧河合村区域：3名、旧宮川村区域：3名、旧神岡町区域：9名

なお、将来における議員定数及び旧町村の区域に選挙区を設けることについては、新市において協議するものとする。

郡上市 合併期日：平成16年3月1日

調整方針

(1) 新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は30人とする。

(2) 合併後最初に行われる選挙に係る選挙区については、旧町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

八幡町の区域8人、大和町の区域4人、白鳥町の区域6人、高鷲村の区域3人、美並村の区域3人、明宝村の区域3人、和良村の区域3人

(3) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、新市において調整するものとする。

下呂市 合併期日：平成16年3月1日

調整方針

1 新市の議会の議員の定数は、26人とする。

2 関係町村の議員は、合併の期日を持ってその身分を失い、合併後50日以内に紳士の条例定数で設置選挙を行う。

3 設置選挙は関係町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、萩原町7名、小坂町3名、下呂町9名、金山町5名、馬瀬村2名とする。

安岐高田市 合併期日：平成16年3月1日

調整方針

(1) 新市の議会の議員の定数については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項により22人とする。

(2) 上記にかかわらず、6町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年11月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

伊豆市 合併期日：平成16年4月1日（予定）

調整方針

- (1) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、22人とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙の定数は、26人とする。
- (2) 議会の議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年10月31日まで、引き続き新市の議員として在任する。

養父市 合併期日：平成16年4月1日（予定）

調整方針

- 1 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし議員の定数は22名とする。
- 3 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。

資料 議会議員の定数任期等の参考法令

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。

- (1) 人口二千未満の町村 12人
- (2) 人口二千以上五千未満の町村 14人
- (3) 人口五千以上一万の町村 18人
- (4) 人口一万以上二万未満の町村 22人
- (5) 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 26人
- (6) 人口五万以上十万未満の市 30人
- (7) 人口十万以上二十万未満の市 34人
- (8) 人口二十万以上三十万未満の市 38人
- (9) 人口三十万以上五十万未満の市 46人
- (10) 人口五十万以上九十万未満の市 56人
- (11) 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基く当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙)

第33条

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第111条

- 3 地方自治法第91条第5項(議員の定数の増加)の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

- 第113条** ・ ・ 地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第111条第1項第1号から第3号までの規定による通知を受けた場合において、 ・ ・ ・ ・ ・、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至ったときは、 ・ ・ ・ ・ ・ 補欠選挙を行わせなければならない。

(中略)

- (6) 市町村の議会の議員の場合には、 ・ ・ ・ 当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の6分の1を越えるに至ったとき。
- 2 第111条第3項の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、増員選挙を行わせなければならない。

(設置選挙)

- 第117条** 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれの選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

- 第9条** 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成14年法律第37号）附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第3項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十一